

# 農業委員会だより



【本宮市誕生20周年記念ロゴマーク】  
令和9年1月1日で本宮市は誕生20周年を迎えます。



## 青空の下で 田植えを体験

5月25日、岩根小学校の5年生は、同校近くの水田で田植えを体験しました。この体験は、同校の地域連携学習の一環で行われ、地域ボランティアのサポートを得ながら約50人が参加しました。児童は、元同校PTA会長で水稲農家の津田英明さんから田植えの方法について説明を受けた後、早速、水田に入りました。おっかなびっくりしながら田植えをはじめた児童も、後半はコツをつかんでコシカリの苗を丁寧に植え付けていました。

### 主な内容

- 市内各地で農作業体験が行われました… 1、2面
- チャレンジする、もとみやの農家さん… 3面
- 「認定農業者」になってみませんか？… 4面
- 有害鳥獣から農作物を守ろう！… 4面
- 農業委員会てなぁに… 5面
- 農地法の申請許可スケジュール… 5面
- 農地の手続きQ & A… 6面
- 農地の貸し借りは手続きや許可申請が必要です… 6面
- 農地の適切な管理をお願いします… 7面
- 熱中症に要注意!! 十分な予防対策を… 7面
- 農業者年金で老後に備えませんか？… 7面
- どなたでも全国農業新聞を購読できます… 7面
- 農業現場でもクマに注意!!… 8面



## 市内各地で農作業体験が行われました



とうもろこしを作付けする女子大学生

5月24日、本市を訪れた相模女子大学（神奈川県）モニターツアー一行22人は、青田地区の伊藤昌廣さんの水田で「古代米の田植え」と、岩根地区の國分崇玄さんが耕作している畑で「とうもろこしの作付け」を行いました。

作業に先立ち、高松市長から記念品として「本宮市×相模女子大学コラボTシャツ」が贈呈され、参加者は贈られたTシャツを着て作業に入りました。

参加者は、慣れない作業に戸惑いながらも、真剣に作業に取り組んでいました。

このモニターツアーは、市民と交流し、本宮市への理解を深め、地域の活性化を目的に開催され、今後、収穫作業の体験なども予定されています。



5月30日、本宮若手農業団主催による「芋植え体験」が白岩地区で開催され、子どもから大人までの17人がさつま芋苗の植え付けを体験しました。

若手農業団の國分進一さんから鍬の使い方などの説明を受けた後、参加者は畝づくりから作業をはじめ、40センチほどに育ったさつま芋の苗を1本1本丁寧に植え付けました。

作業を終えた参加者は、ランチを兼ねた「ピザづくり」も体験し、それぞれ生地から作った野菜たっぷりのピザを美味しく頬張っていました。

参加者は今後、さつま芋の収穫に向けて、除草などに取り組んでいきます。



さつま芋の苗を手植え開始！



子供も大人も一列になって田植えしました

5月30日、岩根地区の水田において、福島トヨタ自動車㈱主催「福島トヨタタンポ」の田植えが、県内各地から参加した7組21人で行われました。

このプロジェクトは、同社の地域・社会貢献活動の一環として、昨年からは本市水稲農家の津田英明さんが耕作している水田を会場に、今年で2回目を迎え、“田植えから収穫までの1年間、米作りを通して豊かなタンポについて考えてみる”をコンセプトに今期の活動をスタートさせました。

この日は、参加者が一列に整列して作業をはじめ、一反五畝（約1,500㎡）の水田をおよそ2時間かけて田植えしました。



6月6日、本市への移住を検討している方などを対象にした「本宮市しらさわファンクラブ移住体験ツアー」が1泊2日で開催されました。16人が参加し、1日目の市内周遊見学に続き、7日の2日目は農作業体験などが行われました。

参加者は白岩地区の菌床しいたけ栽培ハウスを訪れ、経営者の渡辺紀幸さんから栽培や収穫方法についての説明を受けた後、食べごろに育ったしいたけを収穫しました。また、糠沢地区の佐原源土さんが営むパン工房で、地元野菜を使ったパン作りを体験し、農業と食のつながりを実感していました。

この後、先輩移住者や地域住民との情報交換会が行われ、移住後の仕事や生活について真剣に質問していました。



肉厚の菌床しいたけを沢山収穫しました

## チャレンジする、もとみやの農家さん



かき  
花卉栽培農家 鈴木

あきら よしこ  
晃さん 好子さん（長屋）



アリウム・ギガンチウムを抱いて  
～鈴木 晃さん、好子さん夫妻～

また、鈴木さんのビニールハウスでは、約200種もの多肉植物（ハオルチア）が栽培されています。

多肉植物とは、葉・茎・根のいずれかが厚く多汁になり、水分を蓄えることで乾燥に強く進化した植物の総称で、中でもハオルチアは、南アフリカ原産のロゼット形に育つ多肉植物で、観賞用として人気が高く、花店やホームセンターなどで販売されています。

晃さんは、小学生の頃から挿し木などに興味があり、定年後には花や多肉植物の栽培をしてみたいとの思いを実現したとのことでした。



葉の先に透明な「窓」を持つ品種は観賞価値が高く人気があり、マニアもいるほど

鈴木さん夫妻は、令和元年、晃さんの定年退職を機に、代々鈴木家が所有していた旧桑畑などを利用して、アリウムや多肉植物（ハオルチア）などの花卉栽培をはじめました。

アリウムはネギやニンニクの仲間で、別名「ハナネギ」とも呼ばれており、巨大な球状の花は存在感があり、生け花やフラワーアレンジメントに利用され人気があります。

鈴木さんの花卉畑では、アリウム・ギガンチウム（紫色）、アリウム・マウントエベレスト（白色）、アリウム・サマードラマー（シルバー色）が栽培されており、花卉市場などに出荷されています。



鈴木さんのビニールハウスでは約200種のハオルチアが栽培されている

ハオルチアは、多肉植物としては珍しく強い光を必要としないため、1年を通して戸外または室内の明るい日陰で管理するそうで、春秋生育型なので3月から6月ごろの春から初夏までと、9月から11月の秋に生育するので、暑い夏季と寒い冬季には水やりを控え休眠させるそうです。

鈴木さんは、花卉栽培の他に5反（約5,000㎡）の水田も耕作しており、今後、顧客ニーズを捉えた花卉栽培と水稻を両立させた農業経営を目指していきたいと話されていました。



# 「認定農業者」になってみませんか？



国は効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者制度を施策として展開しています。

市では、今後の本市農業の担い手を「認定農業者」として認定し、支援しています。農業に関心がある方、興味がある方は、お気軽にご相談ください。

## ■ 認定農業者とは

今後5年間で、どのように農業に取り組み、経営を発展させていくかについて計画（農業経営改善計画）を立て、その計画が市に認定された方が「認定農業者」となります。

## ■ 認定農業者のメリット

認定された農業経営改善計画の目標達成に向け、関係機関から様々な支援を優先的に受けることができます。

- ① 農地のあっせんや経営に関する助言・指導を受けることができる。
- ② 農業用機械・施設の整備等で資金を借りる際に、低利子または無利子の制度資金が利用できる。  
※スーパーL資金、農業近代化資金、農林漁業経営資本強化資金（基本性ローン）など
- ③ 国や県等の補助事業（農業用機械・施設の整備等）の対象要件を満たすことができる。
- ④ 経営所得安定対策の交付対象要件、加入要件を満たすことができる。  
※畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
- ⑤ 農業者年金に加入すると保険料の国庫補助がある。  
一定の要件を満たすと、保険料の補助を最長20年間受けることができます。



## ■ 認定農業者になるためには

- 農業を営む方であれば年齢、性別は不問です。
- 専業・兼業を問わず、新たに農業をはじめようとする方もOKです。
- 農業経営改善計画を作成、申請し、市から認定を受ける必要があります。  
この計画を作成する際は、専門の相談員がサポートします。
- 農業経営改善計画の認定期間は5年間で、5年毎の計画提出と再認定を受ける必要があります。

お問い合わせ 産業部 農政課 TEL 24-5385

# ..... 有害鳥獣から農作物を守ろう！ .....



大切な農作物を鳥獣被害から守るため、市では電気柵などの購入費用を補助しています。

ご希望の方は、市役所農政課へ事前にご相談ください。

### 電気柵購入補助

- ▶ 交付対象者：市内の農業者及び農業者が組織する生産団体
- ▶ 対象経費：農作物鳥獣被害防止のための電気柵購入費用
- ▶ 補助率：6分の1以内  
※条件を満たせば、JA及び農業共済組合でも補助あり。

### 新規狩猟者免許取得費補助

- ▶ 交付対象者：狩猟免許または鉄砲所持許可を新たに取得し、取得後は本宮市鳥獣被害対策実施隊へ加入して鳥獣被害防止活動に参加できる方
- ▶ 対象経費：狩猟免許取得及び鉄砲所持許可に係る費用
- ▶ 補助率：2分の1以内

お問い合わせ・申請先 産業部 農政課 TEL 24-5386

# 農業委員会てなあに？ ～こんな活動をしています～

## 農業委員会とは

法律で市町村毎に設置が義務付けられた、農地の売買・賃借や農地転用（農地以外の用地に転換すること）の許可、農地利用の最適化（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）などを行う合議制の行政委員会です。

## 農業委員会の構成

本市の農業委員会は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員12名の24名で構成されています。

- 農業委員：市町村長が議会の同意を得て任命し、合議体（農業委員会）の意思決定を担当
- 農地利用最適化推進委員：農業委員会が委嘱し、担当地区の農地利用の最適化を担当

## 農業委員会の活動

### 農地の確保と有効利用の取り組み

農地を守り、有効に活用するため、毎月の総会で農地に関する重要事項の審議を行うとともに、現地での調査・確認活動を行います。

- 農地法に基づく許可
- 農地の利用状況調査
- 農地パトロールによる違反転用対策

### 農地等利用の最適化の取り組み

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して各地区での現場活動を行います。

- 担い手への農地利用の集積・集約化
- 遊休農地の発生防止・解消
- 新規参入の促進

### 農業の担い手の育成・確保の取り組み

農業経営の合理化へのサポートや、制度・施策・農業経営の改善に役立つ情報の提供を行います。

- 農業経営の合理化への相談・支援
- 農作業料金標準額などの農業に関する情報の提供
- 広報誌「農業委員会だより」の発行

### 農地に関する地域の課題解決の取り組み

農業者・集落または農業団体の声を行政や施策に反映するため、関係行政機関等に対し、農地等の利用の最適化のための施策改善についての意見を提出します。

- 関係行政機関等に対する意見の提出

## ★ 農地パトロールにご協力ください ★

農業委員会では、農地の利用状況調査や違反転用の防止などを目的に、市内すべての農地を対象として、毎年、必要の都度、農地パトロールを実施しています。

農業委員、農地利用最適化推進委員が市内各地で農地パトロールを行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



「農業委員会だより」の記事や  
ご意見、農地に関する質問を  
募集しています

農業に関わるイベント、活動、自慢の家庭菜園など、情報がありましたら農業委員会事務局までご連絡ください。

また、「農業委員会だより」に対するご意見や、農地に関する質問なども募集しております。



「農業委員会だより」

## 令和8年11月までの 農地法の申請許可スケジュール

申請締切日	許可予定日
8月3日	8月25日
9月1日	9月25日
10月1日	10月26日
11月2日	11月25日

※申請案件（他法等関連案件）によっては許可予定日を超過する場合があります。

お問い合わせ 農業委員会事務局 TEL 24-5387

# ～農地の手続き Q&A～

こんなときはどうすればいいの??

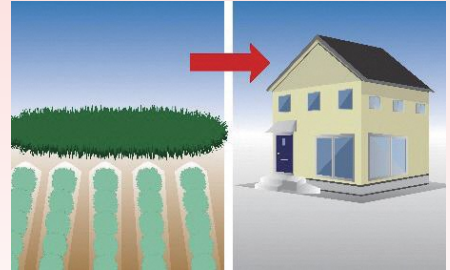
**Q. 農地を住宅や駐車場などの農地以外に利用したい。**

**A. 事前に、農地転用（農地以外に利用するための）申請、許可の手続きが必要です。**

その農地が自分の農地か、第三者の農地かによって手続きが変わります。

- 自分の農地を転用する場合  
→農地法第4条の手続き
- 第三者の農地を取得または借りて転用する場合  
→農地法第5条の手続き

☆農家の皆様だけでなく、開発を行う事業者の方も制度を正しく理解し、確実な手続きをお願いいたします。



**Q. 農地を相続しました。手続きは必要ですか？**

**A. 必要です。法務局での相続登記が完了した後、農業委員会に「農地法第3条の3第1項の規定による届出書（農地を取得した届出）」を提出してください。**

手続き先・お問い合わせ 農業委員会事務局 TEL 24-5387

## ⚡ 「農地の貸し借り」は手続き、許可申請が必要です ⚡

農地を貸し借りする、すでに貸し借りしている農地の賃借を更新する際は、事前に以下のいずれかの手続きや許可申請が必要です。

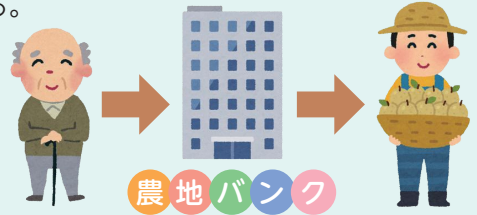
### 《農地中間管理機構（農地バンク）経由による貸し借り》

貸し手と借り手の間を農地バンクが仲介する貸し借りです。

- 契約期間は原則10年以上（やむを得ない事情がある場合は5年以上も可）。
- 貸し手は農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇措置を受けられる場合あり。
- 賃借料の支払いは、農地バンクによる口座振替で行われ、借り手は複数の所有者から農地を借りる場合、農地バンクに支払い手続きを任せられるので、省力化が図られる。  
※毎年、所定の手数料がかかります。
- 申し込みから正式な契約まで、約2か月を要する。

農地バンク経由の貸し借りは、こんな方に向いています。

- 複数の貸し手から農地を借りたい方
- 長期間安定して農地を貸したい方・借りたい方



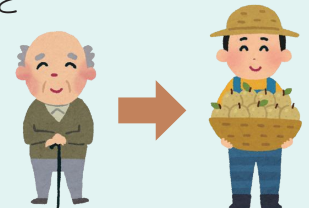
### 《農地法第3条の許可による貸し借り》

貸し手と借り手が農地法の許可を得て直接行う貸し借りです。

- 賃借料や期間などをお互いの話し合いにより決めることができる。
- 新しく農業にチャレンジする方も、次の条件を満たせば農地を借りることができる。
  - ・農地を効率的に利用し耕作を行うこと
  - ・必要な農作業に常時従事すること
  - ・周辺の農地利用に支障がないこと
- 申請から許可まで約1か月を要する。

農地法第3条の許可による貸し借りは、こんな方に向いています。

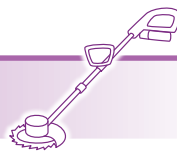
- 柔軟に貸し借りの期間を設定したい方
- 少数の貸し手から農地を借りたい方



申込書や申請書は、農業委員会の窓口や市ホームページから入手することができます。詳しくは農業委員会事務局へお問合せください。

手続き先・お問い合わせ 農業委員会事務局 TEL 24-5387

## 農地の適切な管理をお願いします



草刈りなどの管理が行き届いていない農地は、害虫・病気の発生源となるだけでなく、イノシシなどの有害鳥獣のすみかになる恐れがあります。また、農業用水路などの施設の維持管理にも支障をきたし、周辺の農地に悪影響を及ぼすことがあります。

農地をお持ちの皆さまには、定期的な草刈りなど、適切な農地の保安全管理をお願いいたします。



お問い合わせ 農業委員会事務局 TEL 24-5387



## 熱中症に要注意!! 十分な予防対策を



県内では毎年5月頃から農作業中の熱中症が発生しています。正しく理解し予防しましょう。熱中症は特徴的な症状がなく、「暑い環境での体調不良」は全て熱中症の可能性があり。体調不良時は作業をしない、即座に作業を中断することを心掛けてください。

### 《熱中症予防のポイント》

- ①高温時の作業は避け、日陰や風通しの良い場所で作業する。  
(体調不良時は作業しない。)
- ②単独での作業は避け、複数人で作業し、時間を決めて声をかけあう。  
万一、単独で作業を行う場合は、家族や近所に単独作業の旨を伝える。
- ③喉の渇きを感じる前(20分おき)に、こまめに休憩し、水分、塩分を補給する。
- ④熱中症対策グッズ(帽子、ファン付作業服など)を活用する。



(引用) 福島県農作業安全運動推進本部作成熱中症注意喚起チラシ

## 農業者年金で老後に備えませんか?

### ■加入要件(次の要件を満たす方)

- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)
- 65歳未満(60歳以上は、別途要件有)

### ■農業者年金の特徴

- 積立方式・確定拠出型で将来安定の仕組み。
- 保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選べて、いつでも見直し可能。  
(35歳未満で保険料の国庫補助を受けられない方は月額1万円まで保険料引下げ可能。)
- 一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助がある。(39歳までに加入するなど)
- 終身年金。80歳前に亡くなったら、死亡一時金として遺族へ支給される。
- 支払保険料は、全額社会保険料控除となり、所得税や住民税の節税ができる。



お問い合わせ・申込先 農業委員会事務局 TEL 24-5387

## どなたでも全国農業新聞を購読できます

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業の総合専門紙です。県版・地方版も充実しており、家族全員が楽しめる紙面構成となっています。農業者以外の方の購読も可能です。ぜひご購読ください。

発行日：毎週金曜日

購読料：新聞本紙 月額900円(送料・消費税込)

電子版 月額700円(消費税込)



お問い合わせ・申込先 農業委員会事務局 TEL 24-5387

# 農業現場でもクマに注意!!

クマによる人身事故が発生しています。  
農地周辺や農作業中の被害にもご注意ください。



## 《クマとの遭遇を防ぐためには》

- 目撃情報を確認し、出没地域では徒歩での外出を控える。
- 車両から降りる際には周辺の気配に注意し、クラクションや花火でクマに人が近づくことを知らせる。
- 森林やヤブ、河川敷がクマの移動ルートや潜み場所になっているので、農地に隣接する場合は特に注意する。
- できるだけ単独での作業を避け、作業中はクマ鈴やラジオ等を鳴らして自分の存在をアピールする。
- 誘因物を除去し、畜舎や保管倉庫等は侵入防止対策をする。



誘因物の例

柿、栗等の未利用果樹、畑に放置された野菜などの収穫残渣、飼料、米ぬか、穀類、ガソリンやペンキ等の揮発性物質等

- 鳥獣対策により捕獲した個体はクマの誘因物にならないよう、適切に処分する。  
(埋設する場合は十分な深さに埋設する。)



## 《もしもクマに遭遇してしまったら》

- 落ち着いて、クマに背を向けずに、ゆっくりとその場から離れる。  
クマを驚かせるので、大声を出したり、走らない方がよい。
- 突発的におそわれた場合は、両腕で顔面や頭部をガードし、伏せるなどして防御する。

## 《人の生活圏でクマを発見したら》

- 自身の安全を確保（車両や建物内へ退避）してから、警察（110番）または産業部 農政課（TEL 24-5386）に通報してください。

〔引用〕福島県環境保全農業課作成農作業時の熊注意喚起チラシ

## 編集後記



福島トヨタンボ田植え後のひとコマ  
水路で足を洗いながら涼も取れました

今年も酷暑、猛暑が予想されます。異常気象が異常と言えない時代になって来ています。

何と言っても身体が大切です。無理をせず暑い時間帯での作業を避けるなど、皆さん対策されている様です。

熱中症対策グッズも沢山種類が出されるようになりました。知恵と工夫で乗り切って行きましょう！

農業を愛する皆様のお役に立てる有意義な情報を、今後も発信できますよう頑張っていきますので、よろしくお願い致します。  
(石川 弘昭)

### 【広報委員】

- ・津田 英明
- ・高橋 洋子
- ・石川 弘昭
- ・鈴木 浩善
- ・国分 政彦
- ・川名 良子
- ・渡辺 琢哉
- ・橋本 清徳
- ・遠藤 孝
- ・矢吹 雄一
- ・三瓶 和彦
- ・佐々木清忠

■2026年(令和8年)7月1日発行 ■発行/本宮市農業委員会 ■編集/本宮市農業委員会広報委員会  
〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地 TEL 0243-24-5387 FAX 0243-34-3138